令和6年度 一般会計 歳出 13款 1項 4目 12節 委託料									
受付番号	種目番号	委託担当 連絡先 道路局交通安全・自転車政策課 担当 今野 あゆみ 電話 045-671-2323							
		設 計 書							
1委 託	名	令和6年度中学生・高校生向け自転車交通安全教室実施委託							
2 履 行	場所	市内中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校 のうち委託者が指定する20校							
3 履 行	期間	契約締結した日 から 令和7年2月28日 まで							
4 契 約	区分	□ 確定契約 ■ 概算契約							
5 その他特	約事項								
6 現 場	説明	■ 不要 □ 要(月 日 時 分 場所)							
7委 託	概要	本委託は、市内中学校、義務教育学校、高等学校及び 特別支援学校の生徒による自転車交通事故を防止するため、 講義形式による自転車交通安全教室の実施を通じて、 自転車等の交通ルール・マナーの啓発を行うものである。							

横浜市道路局

	V				
	台[分 払	の基準	進	
業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
※単価	▲ 及び金額は消費: ***最の担合は *	税及び地	方消費税相	当額を含まない	金額
•X• NOT EL 3		4 = 	★ 方 ナ、/)	
/•\ IØ\ JT .	妖 里♥ク物 口 ルよ、タ	文量及び会	を額を()で囲む	
/ ● \ 9/1,3F	奴 里ック勿 口 (よ、変	文量及び会	を額を()で囲む	
		対量及び会	を額を()で囲む	
		対量及び会)で囲む)
委託代金額)で囲む)
委託代金額內訳業務単価		¥)で囲む)
委託代金額		¥	()で囲む)
委託代金額		¥ 当額 ¥	()で囲む)

横浜市道路局

内 訳 書

名 称	形状・寸法	数量	単位	単 価	金	額	摘 要
1 事前打合せ							
運営主任		(20)	人日		()	
運営員		(20)	人日		()	
2 教室運営							
運営主任		(20)	人日		()	
運営員		(20)	人日		()	
3 資料作成							
共通教材作成費		1	式				
実施校別教材作成費		(20)	式		()	
小 計					()	
一般管理費		1	式		()	
小 計					()	
消費税相当額	10%				()	
合 計					()	

横浜市道路局

委託業務仕様書(横浜市道路局)

令和5年7月1日

道路局(区を含む)が発注する委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は次のとおりとする。

仕様書等 (使	用はレ)
	土木設計業務共通仕様書(令和3年9月) 業務内容に詳細設計を含む場合は、詳細設計照査要領の内容を反映した照 査計画書を作成し、事前に監督員の承認を受けること。
	土木設計業務特記仕様書(平成29年4月)
	測量業務共通仕様書(令和3年9月)
	測量業務特記仕様書(平成29年4月)
	測量標等特記仕様書(平成21年2月1日)
	地質調査業務共通仕様書(令和3年9月)
	道水路等境界調査測量委託仕様書(令和4年12月)
	電子納品に関する特記仕様書(横浜市道路局)(平成29年4月)
✓.	その他(別添仕様書及び特記仕様書)
	□ 委託業務の履行等に関する特記仕様書(別紙)
受託者は、次	の事項を遵守しなければならない。
	「個人情報取扱特記事項」(令和5年4月)
	「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」 (令和5年4月1日)

適用図書等の入手先

- · 土木設計業務共通仕様書、測量業務共通仕様書、地質調査業務共通仕様書
- ・横浜市土木工事共通仕様書(主に材料の品質・規格等に関すること。)
- · 設計業務数量算出基準、道路構造物標準図集
- 河川標準構造図

上記図書は、横浜市のWebページに掲載していますので、ご利用ください。

その他

・条件明示チェックシート、詳細設計照査要領は、横浜市のwebページを参照し、内容等について監督員と調整してください。

令和6年度中学生・高校生向け自転車交通安全教室実施委託 仕様書

1 件名

令和6年度中学生・高校生向け自転車交通安全教室実施委託

2 趣旨

本委託は、市内中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の生徒による自転車 交通事故を防止するため、講義形式による自転車交通安全教室の実施を通じて、自転車等 の交通ルール・マナーの啓発を行うものである。

3 履行場所

市内中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校のうち委託者が指定する 20 校 ※実施校情報は、契約締結後、委託者から提示する。なお、実施校に変更があった場合は、速やかに委託者から通知をする。

4 履行期間

契約締結した日から令和7年2月28日(金)まで

5 指導実施者

指導を行う者は、本委託契約に係る入札参加意向申出書を提出する時点までに、次のいずれかの条件を満たすこと。

- (1) 内閣府の主催する「交通安全指導者養成講座」を修了した者
- (2) (一財)日本交通安全教育普及協会の主催する「交通安全教育指導者研修会」を修了した者
- (3) (一財)全日本交通安全協会が認める「自転車安全教育特別指導員」
- (4) 各都道府県交通安全協会が認める「自転車安全教育指導員」
- (5) 次のいずれかの指導実績が3年以内に5回以上ある者
 - ア 中学生または高校生を対象とした交通安全に関する教室、講座又は講習会等の実施(1回あたり1時間以上)
 - イ 市民を対象とした交通安全に関する教室、講座又は講習会等の実施(1回あたり1時間以上)
 - ウ 民間事業者または自治体職員を対象とした交通安全に関する教室、講座又は講習 会等の実施(1回あたり1時間以上)

6 委託業務内容

(1) 事前打合せ

指導実施日前までに、実施校と1時間程度の打合せを行い、教室実施にあたり滞りな く準備できるよう、以下の内容について確認すること。

- ア 当日のスケジュール及び指導内容
- イ 使用する講義用資料及び交通安全教育用DVD内容
- ウ 実施校周辺地域の交通事情等の特徴の聞き取り
- エ 教材必要部数の最終確認
- オ パワーポイント等投影設備の確認

(2) 講義用資料作成

講師による講義を15分程度で説明できるよう、以下のとおり、パワーポイント等で講義用資料を作成すること。なお、当日使用する交通安全教育用DVD(市販物)は、委託者より貸し出すことも可とする。

ア 横浜市道路局が発行している「みんなのサイクルルールブックよこはま」の内容に 基づき、生徒へ自転車等の交通ルール・マナーを説明するためのパワーポイント資料 を、スライド 15 枚程度にまとめて作成すること。また、講義用資料の内容は、以下 に定める指導事項を必ず含めて作成すること。

(指導事項)

- ・自転車が車両の仲間であること
- ・自転車の通行場所
- 自転車運転者講習制度
- ・自転車で交通事故を起こした場合の刑事・民事等の責任
- ・年齢によって適用される自転車ルール
- ・自転車損害賠償保険等の加入義務と加入の必要性
- ・令和5年4月1日からのヘルメット着用努力義務化
- ・電動キックボードの安全利用について
- ・その他委託者が定める指導事項
- イ 実施校周辺地域の交通事情等の特徴を踏まえた交通安全指導ができるよう、実施校に聞き取りのもと、パワーポイント資料をスライド2~3枚程度にまとめて作成すること。
- ウ 原則、指導実施日1週間前までに委託者へ指導実施日に使用する教材を提出し、教 材の内容確認を行うこと。

(3) 教室運営

ア 実施場所

実施校の体育館または校内放送により実施(実施校と調整のうえ決定)

イ 当日のスケジュール(モデル例)

内容 (所要時間)					
当日打合せ、教室準備 (60分)					
自転車交通安全教室実施 (60 分)					
1 挨拶					
2 講師による講義 (15分)					
3 交通安全教育用DVDの放映(20分)					
4 テスト解説及び質疑応答(15分)					
5 挨拶、その他連絡事項					
片付け、撤収作業(60分)					

- ※ 教室実施時間は、各実施校の授業時間(60分程度)により異なります。
- ※ 当日のスケジュールは、委託者や実施校との事前打合せ等により変更になる 場合があります。

ウ 実施人数

受託者は、教室の実施に際し、運営に支障のない人数を確保すること。

工 実施内容

受託者は、6(2)で作成した講義用資料及び交通安全教育用DVDの内容に沿って 講義を行うこと。また、学校側が生徒に対し教室実施前に行った自転車交通ルールテ ストの解説を行うこと。

オ 当日使用する教材

教材は、指導実施日までに、以下の教材を委託者から学校へ配送を行う。

- ・みんなのサイクルルールブックよこはま(コンパクト版)
- ・自転車交通ルールテスト
- ・自転車交通ルールテスト解説
- ・その他委託者が教室内で配布が必要であると認めた資料、物品等

カ 質問事項への対応

生徒及び学校関係者等から質問があった場合は、道路交通法及び「みんなのサイクルルールブックよこはま」の内容に基づき、回答すること。また、必要に応じて委託者と相談のうえ、回答することも可能とする。

7 実施報告

受託者は、各校の自転車交通安全教室終了後、すみやかに委託者が指定する様式で報告書を提出するとともに、すべての教室が終了後、10 日以内に完了届を委託者に提出すること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及びこの委託に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議して決定する。